

平成28年6月7日

株 主 各 位

東京都千代田区岩本町二丁目2番3号

日本ケミファ株式会社

代表取締役社長 山 口 一 城

第84回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第84回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成28年6月28日（火曜日）午後5時30分までに到着するよう折り返しご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成28年6月29日（水曜日）午前10時
2. 場 所 東京都千代田区外神田二丁目16番2号
神田明神 明神会館
(末尾の会場ご案内図をご参照ください)
3. 会議の目的事項
報 告 事 項
 1. 第84期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第84期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）計算書類報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 剰余金処分の件
 - 第2号議案 定款一部変更の件
 - 第3号議案 株式併合の件
 - 第4号議案 監査役2名選任の件
 - 第5号議案 補欠監査役2名選任の件
 - 第6号議案 買収防衛策更新の件
4. 招集にあたっての決定事項
 - (1) 議決権行使書面において、各議案に対して賛否の表示をされないときは、賛成の意思表示をされたものとして取扱いいたします。
 - (2) 議決権の不統一行使をされる場合は、株主総会の日の3日前までに、議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面によりご通知ください。

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、定款の定めにより、代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

◎株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.chemiphar.co.jp/>) に掲載させていただきます。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

第84期の期末配当につきましては、当事業年度の業績並びに今後の事業展開等を勘案し、次のとおりといたしたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 配当財産の割当に関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金10円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は394,940,100円となります。
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
平成28年6月30日といたしたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

現行定款の一部を次のとおり改めたいと存じます。

1. 提案の理由

法令で定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、また、監査役にふさわしい人材の確保のため、補欠監査役の選任の効力を4年とする旨の規定を新設するとともに、補欠監査役が監査役に就任した場合の任期を明確にするものであります。

また、上記変更に伴い、条数の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p> <p>第31条 └ 第40条</p> <p>(条文省略)</p>	<p>第31条(補欠監査役)</p> <p><u>法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</u></p> <p>2 <u>補欠監査役を選任決議の定足数は、第30条第2項の規定を準用する。</u></p> <p>3 <u>補欠監査役を選任決議が効力を有する期間は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>4 <u>第1項の補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。ただし、前項に定める期間を超えることはできない。</u></p> <p>第32条 └ 第41条</p> <p>(現行どおり)</p>

第3号議案 株式併合の件

1. 株式併合を行う理由

全国証券取引所は、投資家をはじめとする市場利用者の利便性の向上等を目的に、国内上場会社の普通株式の売買単位（単元株式数）を100株に統一する「売買単位の集約に向けた行動計画」を推進しております。当社はこの取組みの趣旨を踏まえ、会社法の定めに従い、平成28年5月25日開催の取締役会の決議をもって、当社の単元株式数を1,000株から100株に変更することといたしました。

これにあたり、単元株式数の変更後も、当社株式の売買単位あたりの価格の水準を維持し、また、株主の皆様様の議決権数に変更が生じることがないように、当社株式について10株を1株にする併合を行うとともに、発行可能株式総数についてもこれと同じ割合で現行の154,000,000株を15,400,000株に変更するものです。

なお、上記の単元株式数の変更は、本議案が原案どおり可決されることを条件に、平成28年10月1日をもって、その効力が発生することとしております。

2. 併合の割合

当社の株式について、10株を1株に併合いたしたいと存じます。

なお、株式併合の結果、1株未満の端数が生じた場合は、会社法の定めに基づき、すべての端数株式を当社が一括して売却処分し、その処分代金を、端数が生じた株主の皆様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

3. 株式併合の効力発生日

平成28年10月1日

4. 効力発生日における発行可能株式総数

15,400,000株

なお、株式併合を行うことにより、会社法第182条第2項の定めに基づき、その効力発生日に、発行可能株式総数に係る定款の変更をしたものとみなされます。

【ご参考】

本議案が原案どおり可決された場合には、平成28年10月1日をもって、当社定款の一部が次のとおり変更されることとなります。

(下線は変更部分を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第6条（発行可能株式総数） 当社の発行可能株式総数は <u>154,000,000株</u> とする。	第6条（発行可能株式総数） 当社の発行可能株式総数は <u>15,400,000株</u> とする。
第7条（単元株式数） 当社の単元株式数は、 <u>1,000株</u> とする。	第7条（単元株式数） 当社の単元株式数は、 <u>100株</u> とする。

第4号議案 監査役2名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、監査役森 治樹、進藤直滋の両氏が任期満了となりますので、監査役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	もり はる き 森 治 樹 (昭和22年8月15日生)	昭和41年4月 当社入社 平成14年6月 執行役員 管理部長 平成20年6月 取締役 執行役員 営業管理センター担当兼管理部長 平成22年4月 取締役 常務執行役員 管理部担当兼購買部長兼物流管理センター長 平成24年4月 取締役 平成24年6月 監査役 (現任)	34,583株
[監査役候補者とした理由] 森 治樹氏は、入社以来、生産部門に従事した後、執行役員として経理、財務、購買、物流、営業管理の各部門を担当、統括し、取締役を経て、現在では監査役を務めております。当社グループに対する深い知識と理解、豊富な経験と実績を有しており、平成24年の監査役就任以降、当社グループの健全な事業発展に向けた監査機能を十分に発揮しております。以上の理由から監査役に適任であると判断し、引き続き監査役候補者としております。			
2	しん どう なお しげ 進 藤 直 滋 (昭和23年1月31日生)	昭和45年5月 麒麟麦酒株式会社入社 昭和50年8月 監査法人中央会計事務所 (後のみずず監査法人) 入所 昭和54年3月 公認会計士登録 昭和63年6月 監査法人中央会計事務所代表社員 平成19年7月 監査法人A&Aパートナーズ 代表社員 平成20年6月 当社社外監査役 (現任) 平成22年9月 監査法人A&Aパートナーズ パートナー 平成24年9月 監査法人A&Aパートナーズ 統括代表社員 平成25年6月 テンプホールディングス株式会社社外監査役 (現任) <重要な兼職の状況> 公認会計士 テンプホールディングス株式会社社外監査役	15,385株
[社外監査役候補者とした理由] 進藤直滋氏を社外監査役候補者とした理由は、公認会計士として財務・会計の専門知識と経験を有し、客観的立場から当社の経営を監査することが期待できるためであります。また、進藤直滋氏は、過去に社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 進藤直滋氏は社外監査役候補者であります。
なお、当社は、進藤直滋氏につきまして、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員である旨の独立役員届出書を提出しております。
3. 進藤直滋氏の当社社外監査役就任期間は、本定時株主総会終結の時をもって8年となります。
4. 当社は社外監査役として有能な人材を迎えることができるよう、社外監査役との間で、当社への損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結することができる旨を定款に定めており、進藤直滋氏は、当社との間で会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。本議案が原案のとおり承認された場合には、当該責任限定契約を継続する予定であります。
その契約内容の概要は次のとおりであります。
- ・社外監査役が任務を怠ったことによって当社に対し損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額を限度として、その責任を負うものとします。
 - ・上記の責任限定が認められるのは、社外監査役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとします。
5. 上記株式数は、平成28年3月31日現在の株式数に、平成28年4月30日現在の役員持株会における保有持分を加算しております。

第5号議案 補欠監査役2名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠の監査役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。当該補欠監査役候補者のうち、中村裕二氏は社外監査役以外の監査役の補欠の監査役として、葛井真作氏は社外監査役の補欠の社外監査役として、それぞれ選任をお願いするものであります。

なお、本議案による選任の効力は、監査役就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議により取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。
補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	なかむら ゆうじ 中村裕二 (昭和25年5月7日生)	昭和49年4月 当社入社 平成7年4月 管理部財務課長 平成12年4月 管理部次長 平成18年4月 社長室内部監査課 平成22年5月 監査役付兼社長室内部監査課 (現任)	1,000株
[補欠監査役候補者とした理由] 中村裕二氏は、入社以来、主に財務、経理、内部監査部門に従事し、当社で培った豊富な業務経験と知識を有していることから、監査役に就任した場合にこれらの経験、知識を活かして当社の監査を行うことが期待できるものと考え、補欠の監査役として選任をお願いするものであります。			
2	くず い しん さく 葛井真作 (昭和23年12月6日生)	昭和46年12月 税理士試験合格 昭和50年4月 株式会社ソードビジネスコンサルタント入社 昭和57年10月 株式会社SSKシステム設立 昭和62年6月 税理士登録 昭和63年4月 大山公認会計士事務所入所 平成11年7月 葛井真作税理士事務所開設 (現在に至る) <重要な兼職の状況> 税理士 株式会社オーティエス代表取締役 日本健康科学学会監事	0株
[補欠監査役候補者とした理由] 葛井真作氏を補欠の社外監査役として選任する理由は、株式会社SSKシステム及び株式会社オーティエスにおける会社経営経験のほか、税理士として税務・会計の専門知識と経験を有し、客観的立場から当社の経営を監査することが期待できるためであります。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 葛井真作氏は補欠の社外監査役候補者であり、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員要件を満たしております。
3. 当社は社外監査役として有能な人材を迎えることができるよう、社外監査役との間で、当社への損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結することができる旨を定款に定めており、葛井真作氏が監査役に就任した場合は、当社との間で会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。

その契約内容の概要は次のとおりであります。

- ・社外監査役が任務を怠ったことによって当社に対し損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額を限度として、その責任を負うものとします。
- ・上記の責任限定が認められるのは、社外監査役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとします。

第6号議案 買取防衛策更新の件

当社は、平成25年5月10日開催の取締役会において、当社株式の大量取得行為に関する対応策（買取防衛策）の更新を決議し、平成25年6月27日開催の当社第81回定時株主総会において株主の皆様のご承認を頂きましたが（以下、平成25年更新後の買取防衛策を「旧プラン」といいます。）、旧プランの有効期間は、本定時株主総会の終結の時までとなっております。

当社は、旧プランの有効期間満了に先立ち、平成28年5月12日開催の取締役会において、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第118条第3号本文に規定されるものをいい、以下「基本方針」といいます。）に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（会社法施行規則第118条第3号ロ(2)）である旧プランを、本定時株主総会において株主の皆様のご承認を頂くことを条件として更新する（以下、「本更新」といい、更新後のプランを「本プラン」といいます。）ことといたしました。

本議案は、本更新を行うため、当社定款第13条の規定に基づき、下記2.「提案の内容（本プランの内容）」に記載した条件に従い新株予約権の無償割当てに関する事項を決定する権限を、当社取締役会に委任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

なお、本プランへの本更新について、旧プランからの内容の変更はございません。

1. 提案の理由

(1) 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の財務及び事業の内容や当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社が企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えています。

当社の支配権の移転を伴う買付提案についての判断は、最終的には株主の皆様全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。また、当社は、当社株式の大量買付であっても、当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。

しかしながら、株式の大量買付の中には、その目的等から見て企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株

式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付の内容等について検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社を買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。当社では、グループとして企業価値の向上・確保に努めておりますが、特に、当社の企業価値の源泉は①新薬メーカーならではの高品質なジェネリック医薬品開発力、安定供給（製造・販売）体制及び情報提供体制、②ウラリットを核にした高尿酸血症領域での専門知識、経験及びノウハウ、③開発コストの低減と開発スピードの向上を企図し探索機能に特化したベンチャー型創薬研究体制、及び④創業後65年をかけて培った医療関係者からの信頼です。当社株式の大量買付を行う者が、当社の財務及び事業の内容を理解するのはもちろんのこと、こうした当社の企業価値の源泉を理解し、これらを中長期的に確保し、向上させられるのでなければ、当社の企業価値・株主共同の利益は毀損されることとなります。

当社としては、このような当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大量買付を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量買付に対しては必要かつ相当な対抗措置を採ることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

(2) 本更新の目的

本更新は、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、基本方針に沿ってなされるものです。

当社取締役会は、基本方針に定めるとおり、当社の企業価値・株主共同の利益に資さない当社株式の大量買付を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えています。本プランは、こうした不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値・株主共同の利益に反する大量買付を抑止するとともに、大量買付が行われる際に、当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提案したり、もしくは株主の皆様にかかる大量買付に応じるべきか否かを判断するために必要な情報や時間を確保したり、又は株主の皆様のために交渉を行うこと等を可能とすることを目的としております。

2. 提案の内容（本プランの内容）

(1) 本プランの概要

(a) 本プランに係る手続の設定

本プランは、当社の株券等に対する買付等（下記(2)「本プランに係る手続」(a)に定義されます。以下同じ。）が行われる場合に、買付等を行う者（以下「買付者等」といいます。）に対し、事前に当該買付等に関する情報の提供を求め、当該買付等についての情報収集・検討等を行う時間を確保した上で、株主の皆様当社経営陣の計画や代替案等を提示し、又は買付者等との交渉等を行うための手続を定めています（下記(2)「本プランに係る手続」ご参照。）。

(b) 新株予約権の無償割当ての利用

買付者等が本プランにおいて定められた手続に従うことなく買付等を行う等、当社の企業価値・株主共同の利益が害されるおそれがあると認められる場合（その要件の詳細については下記(3)「本新株予約権の無償割当ての要件」ご参照。）には、当社は、買付者等による権利行使は認められないとの行使条件及び当社が買付者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得する旨の取得条項が付された新株予約権（その主な内容は下記(4)「本新株予約権の無償割当ての概要」にて後述するものとし、以下「本新株予約権」といいます。）を、その時点の当社を除く全ての株主の皆様に対して新株予約権無償割当ての方法（会社法第277条以降に規定されます。）により割当てます。

(c) 特別委員会の利用及び株主意思の確認

本プランにおいては、本新株予約権の無償割当ての実施、不実施又は取得等の判断について、取締役の恣意的判断を排するため、独立性のある社外取締役等から構成される特別委員会（その詳細については下記(5)「特別委員会の設置」ご参照。）の客観的な判断を経るものとしています。

また、当社取締役会は、これに加えて、本プラン所定の場合には株主の皆様の意思を確認するための株主総会を招集し（その詳細については下記(2)「本プランに係る手続」(g)をご参照。以下かかる株主総会を「株主意思確認株主総会」といいます。）、新株予約権無償割当ての実施に関する株主の皆様意思を確認することがあります。

(d) 本新株予約権の行使及び当社による本新株予約権の取得

本プランに従って本新株予約権の無償割当てがなされ、買付者等以外の株主の皆様により本新株予約権が行使された場合、又は当社による本新株予約権の取得と引換えに、買付者等以外の株主の皆様に対して当社株式が交付された場合、当該買付者等の有する当社株式の議決権割合は最大約50%まで希釈化される可能性があります。

(e) 情報開示

上記(a)ないし(d)の各手続の過程については、適宜株主の皆様に対して情報開示がなされ、その透明性を確保することとしております。

(2) 本プランに係る手続

(a) 対象となる買付等

本プランは、以下①又は②に該当する買付その他の取得、もしくはこれに類似する行為、又はこれらの提案（注1）（当社取締役会が本プランを適用しない旨別途決定したものを除き、以下「買付等」と総称します。）がなされる場合を適用対象とします。

- ① 当社が発行者である株券等（注2）について、保有者（注3）の株券等保有割合（注4）が20%以上となる買付その他の取得
- ② 当社が発行者である株券等（注5）について、公開買付け（注6）を行う者の株券等所有割合（注7）及びその特別関係者（注8）の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

買付者等は、予め本プランに定められる手続に従って頂くものとし、本プランに従い、当社取締役会又は株主意思確認株主総会において本新株予約権の無償割当ての不実施に関する決議が行われるまでの間、買付等を実施してはならないものとします。

(b) 意向表明書の提出

買付者等は、買付等の開始又は実行に先立ち、別途当社の定める書式により、本プランの手続を遵守する旨の法的拘束力のある誓約文言等を含む書面（買付者等の代表者による署名又は記名捺印のなされたものとし、条件又は留保等は付されてはならないものとします。）及び当該署名又は捺印を行った代表者の資格証明書（以下「意

向表明書」と総称します。)を当社に対して提出して頂きます。意向表明書には、買付者等の氏名又は名称、住所又は本店、事務所等の所在地、設立準拠法、代表者の氏名、日本国内における連絡先、及び企図されている買付等の概要を明示して頂きます。なお、意向表明書及び下記(c)に定める買付説明書その他買付者等が当社又は特別委員会に提出する資料における使用言語は日本語に限ります。

(c) 買付者等に対する情報提供の要求

当社は、意向表明書を受領した日から10営業日以内に買付説明書(以下に定義されます。)の様式(買付者等が当社に提供すべき情報のリストを含みます。)を買付者等に対して交付いたします。買付者等は、当社に対して、以下の各号に定める情報(以下「本必要情報」といいます。)等を記載した書面(以下「買付説明書」と総称します。)を当社の定める書式により提出して頂きます。

当社取締役会は、買付説明書を受領した場合、速やかにこれを特別委員会に提供するものとします。

特別委員会は、買付者等より提出された情報が本必要情報として不十分であると判断した場合には、直接又は間接に、買付者等に対し、適宜回答期限を定めた上、追加的に本必要情報を提出するよう求めることがあります。この場合、買付者等においては、当該期限までに、かかる情報を追加的に提供して頂きます。

記

- ① 買付者等及びそのグループ(共同保有者(注9)、特別関係者、買付者等を被支配法人等(注10)とする者の特別関係者及び(ファンドの場合は)各組合員その他の構成員を含みます。)の詳細(具体的名称、経歴又は沿革、資本構成、事業内容、財務内容、当社の事業と同種の事業についての経験、法令遵守状況、当該買付等と同種の過去の取引の詳細等を含みます。)
- ② 買付等の目的、方法及び内容(買付等の対価の価額・種類、買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付等の方法の適法性、買付等の実行の実現可能性に関する情報等を含みます。)
- ③ 買付等の価額の算定根拠(算定の前提事実、算定方法、算定に用いた数値情報、買付等に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容及びそのうち他の株主に対して分配され

るシナジーの内容等を含みます。)

- ④ 買付者等と第三者との間の当社の株券等に関する合意及び買付者等による当社の株券等の過去の取得に関する情報
- ⑤ 買付等の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みません。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容等を含みません。）
- ⑥ 買付等の後の当社及び当社グループの経営方針、事業計画、資本政策、配当政策及び資産活用策等
- ⑦ 買付等の後における当社の株主（買付者等を除きます。）、従業員、取引先、顧客その他の当社に係る利害関係者に対する処遇方針
- ⑧ 当社の他の株主との間の利益相反を回避するための具体的方策
- ⑨ 反社会的勢力との関係に関する情報
- ⑩ その他特別委員会が合理的に必要と判断する情報

(d) 買付等の内容の検討・買付者等との交渉・代替案の検討

① 当社取締役会に対する情報提供の要求

買付者等から買付説明書及び本必要情報が提出された場合、特別委員会は、下記②に定める特別委員会検討期間において、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から買付説明書及び本必要情報の内容と当社取締役会の事業計画及び当社取締役会による企業評価等との比較検討を行うために、当社取締役会に対しても、適宜回答期限（原則として60日を上限とします。）を定めた上、買付者等の買付等の内容に対する意見（留保する旨の意見を含むものとします。以下同じ。）、その根拠資料、及び代替案その他特別委員会が適宜必要と認める情報を提示するよう要求することができます。

② 特別委員会による検討作業

特別委員会は、買付者等から買付説明書及び本必要情報を受領した場合、上記①の当社取締役会に対する情報提供の要求と並行しつつ、適切な期間（特別委員会が追加的に提出を求めた本必要情報を含め、買付者等により十分な情報が開示されてから90日間を超えないものとします。但し、下記(e)③に記載する場合等には、特別委員会は当該期間を延長することができるものとします。以下「特別委員会検討期間」といいます。）、買付者等の買付等の内

容の検討、買付者等と当社取締役会の事業計画及び企業評価等に関する情報収集・比較検討、並びに当社取締役会の提供する代替案の検討等を行います。また、特別委員会は、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から当該買付等の内容を改善させるために必要であれば、直接又は間接に、当該買付者等と協議・交渉等を行い、又は当社取締役会等による代替案の株主の皆様等に対する提示等を行うものとします。

特別委員会の判断が、当社の企業価値・株主共同の利益に資するようになされることを確保するために、特別委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができるものとします。

特別委員会が、直接又は間接に、検討資料その他の情報提供、協議・交渉等を求めた場合には、買付者等は、速やかにこれに応じなければならないものとします。

(e) 特別委員会における手続

特別委員会は、買付者等が現れた場合において、以下の手続を行うものとします。

① 特別委員会が本プランの発動を勧告する場合

特別委員会は、買付等が下記(3)「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める発動事由（以下「発動事由」と総称します。）のいずれかに該当すると判断した場合には、引き続き買付者等からの情報提供や買付者等との間で協議・交渉等を行う必要がある等の特段の事情のある場合を除き、特別委員会検討期間の開始又は終了の有無を問わず、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施することを勧告します。なお、特別委員会は、当該勧告にあたり、予め当該実施に関して株主意思の確認を得るべき旨の留保を付すことができるものとします。

但し、特別委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての実施の勧告をした後も、以下のいずれかの事由に該当すると判断した場合には、本新株予約権の無償割当てに係る権利落日の前々営業日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止し、又は本新株予約権の無償割当ての効力発生日以降、行使期間開始日（下記(4)「本新株予約権の無償割当ての概要」(f)において定義されま

す。)の前日までにおいては本新株予約権を無償にて取得する旨の新たな勧告を行うことができるものとします。

(イ) 当該勧告後買付者等が買付等を撤回した場合その他買付等が存しなくなった場合

(ロ) 当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じる等の理由により、買付者等による買付等が発動事由のいずれにも該当しなくなった場合

② 特別委員会が本プランの不発動を勧告する場合

特別委員会は、買付等が発動事由のいずれにも該当しないと判断した場合には、特別委員会検討期間の終了の有無を問わず、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施しないことを勧告します。

但し、特別委員会は、かかる勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じる等の理由により、発動事由のいずれかに該当することとなった場合には、本新株予約権の無償割当ての実施をすべき旨の新たな勧告を行うことができるものとします。

③ 特別委員会検討期間の延長を行う場合

特別委員会が、特別委員会検討期間満了時まで、本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施の勧告を行うに至らない場合には、特別委員会は、当該買付者等の買付等の内容の検討・当該買付者等との交渉・代替案の検討等に必要とされる合理的な範囲内(原則として30日間を上限とします。)で、特別委員会検討期間を一ないし複数回延長することができるものとします。

特別委員会検討期間が延長された場合、特別委員会は、引き続き、情報収集、検討等を行うものとし、延長期間内に本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施の勧告等を行うよう最大限努めるものとします。

(f) 取締役会の決議

当社取締役会は、特別委員会の上記勧告を最大限尊重して本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施等に関する決議を行うものとします。

但し、下記(g)に従い株主意思確認株主総会を開催する場合には、当社取締役会は、株主意思確認株主総会の決議に従い、本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施等に関する決議を行うものとします。

(g) 株主意思確認株主総会の開催

当社取締役会は、本プランに従った本新株予約権の無償割当てを実施するに際して、(i)特別委員会が本新株予約権の無償割当てを実施すべき旨の勧告を行うに際して、予め株主意思の確認を得るべき旨の留保を付した場合、又は(ii)株主意思確認株主総会の開催に要する時間等を勘案した上で取締役会が株主の皆様の意思を確認することが適切と判断する場合には、株主意思確認株主総会を招集し、本新株予約権の無償割当ての実施に関する株主の皆様の意思を確認することができるものとします。

(h) 情報開示

当社は、本プランの運用に際しては、適用ある法令又は金融商品取引所の規則等に従い、本プランの各手続の進捗状況（意向表明書・買付説明書が提出された事実、並びに特別委員会検討期間が開始した事実及び同期間が延長された事実（延長の理由及び具体的な延長期間）を含みます。）、特別委員会による勧告等の概要、当社取締役会又は株主意思確認株主総会の決議の概要、その他特別委員会又は当社取締役会が適切と考える事項について、適時に情報開示を行います。

(3) 本新株予約権の無償割当ての要件

本プランの発動として本新株予約権の無償割当てを実施するための要件は、下記のとおりです。なお、上記(2)「本プランに係る手続」(e)のとおり、買付等の下記の要件への該当性については、必ず特別委員会の判断を経て決定されることとなります。

記

発動事由その1

本プランに定める手続を遵守しない買付等であり（買付等の内容を判断するために合理的に必要とされる時間や情報の提供がなされない場合を含みます。）、かつ本新株予約権の無償割当てを実施することが相当である場合

発動事由その2

以下のいずれかに該当し、かつ本新株予約権の無償割当てを実施する

ことが相当である場合

- (a) 下記に掲げる行為等により、当社の企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等である場合
- ① 株券等を買占め、その株券等について当社又は当社関係者に対して高値で買取りを要求する行為
 - ② 当社の経営を一時的に支配して、当社の重要な資産等を廉価に取得する等当社の犠牲の下に買付者等の利益を実現する経営を行うような行為
 - ③ 当社の資産を買付者等やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
 - ④ 当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会をねらって高値で売り抜ける行為
- (b) 強圧的二段階買付（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を株主に対して不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行うことをいいます。）等株主に株式の売却を事実上強要するおそれのある買付等である場合
- (c) 買付等の条件（買付等の対価の価額・種類、買付等の時期、買付等の方法の適法性、買付等の実現可能性、買付等の後の経営方針・事業計画、及び買付等の後における当社の他の株主、従業員、取引先その他の当社に係る利害関係者に対する対応方針等を含みます。）が当社の本源的価値に鑑み不十分又は不適當な買付等である場合
- (d) 当社の企業価値を生み出す上で必要不可欠な当社の従業員、医療関係者等の取引先等との関係又は当社の企業文化を破壊すること等により、当社の企業価値・株主共同の利益に反する重大な虞をもたらす買付等である場合

(4) 本新株予約権の無償割当ての概要

本プランに基づく本新株予約権の無償割当ての概要は、以下のとおりです。

(a) 新株予約権の数

本新株予約権の無償割当てに関する取締役会決議又は株主総会決議（以下「新株予約権無償割当て決議」といいます。）において別途定める一定の日（以下「割当期日」といいます。）における当社の最終の発行済株式総数（但し、同時点において当社の有する当社株式の数を控除します。）と同数とします。

(b) 割当対象株主

割当期日における当社の最終の株主名簿に記載又は記録された当社以外の株主の皆様に対し、その有する当社株式1株につき本新株予約権1個の割合で、本新株予約権の無償割当てを実施します。

(c) 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

新株予約権無償割当て決議において別途定める日とします。

(d) 本新株予約権の目的である株式の数

本新株予約権1個の目的である株式の数（以下「対象株式数」といいます。）は、原則として1株とします。

(e) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式1株当たりの価額は、1円を下限とし当社株式1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内において新株予約権無償割当て決議において別途定める価額とします。なお、「時価」とは、新株予約権無償割当て決議の前日から遡って90日間（取引が成立しない日を除きます。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（気配表示を含みます。）とし、1円未満の端数は切り上げるものとします。

(f) 本新株予約権の行使期間

新株予約権無償割当て決議において別途定めた日を初日（以下か

かる行使期間の初日を「行使期間開始日」といいます。)とし、原則として、1ヶ月間から6ヶ月間までの範囲で新株予約権無償割当て決議において別途定める期間とします。

(g) 本新株予約権の行使条件

(Ⅰ)特定大量保有者(注11)、(Ⅱ)特定大量保有者の共同保有者、(Ⅲ)特定大量買付者(注12)、(Ⅳ)特定大量買付者の特別関係者、もしくは(Ⅴ)(Ⅰ)ないし(Ⅳ)に該当する者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受けもしくは承継した者、又は、(Ⅵ)(Ⅰ)ないし(Ⅴ)に該当する者の関連者(注13)(以下(Ⅰ)ないし(Ⅵ)に該当する者を「非適格者」と総称します。)は、原則として本新株予約権を行使することができません。また、外国の適用法令上、本新株予約権の行使にあたり所定の手続が必要とされる非居住者も、原則として本新株予約権を行使することができません(但し、非居住者のうち当該外国の適用法令上適用除外規定が利用できる者等の一定の者は行使することができるほか、非居住者の本新株予約権も、適用法令に従うことを条件として、下記(i)②のとおり、当社による当社株式を対価とする取得の対象となります。)。さらに、本新株予約権の行使条件を充足していること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による誓約書を提出しない者も、本新株予約権を行使することができません。

(h) 本新株予約権の譲渡

本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要します。

(i) 当社による本新株予約権の取得

- ① 当社は、行使期間開始日の前日までの間いつでも、当社が本新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、全ての本新株予約権を無償で取得することができるものとします。
- ② 当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、非適格者以外の者が有する本新株予約権のうち当該当社取締役会が定める日の前日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき対象株式数の当社株式を交付することが

できます。また、当社は、かかる取得がなされた日以降に、本新株予約権を有する者のうち、非適格者以外の者が存在すると当社取締役会が認める場合には、上記の取得がなされた日より後の当社取締役会が定める日の到来をもって、当該者の有する本新株予約権のうち当該日の前日までに未行使の本新株予約権の全てを取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき対象株式数の当社株式を交付することができるものとし、その後も同様とします。

(j) 合併（合併により当社が消滅する場合に限ります。）、吸収分割、新設分割、株式交換及び株式移転の場合の新株予約権の交付
新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

(k) 新株予約権証券の発行

本新株予約権に係る新株予約権証券は発行しません。

(l) その他

上記に定めるほか、本新株予約権の内容の詳細は、新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

(5) 特別委員会の設置

当社は、取締役の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために旧プランの発動等の運用に際しての実質的な判断を客観的に行う機関として、特別委員会を設置しており、本プランの発動等の運用に際しても、これを維持します。本更新時点における特別委員会の委員は、当社経営陣からの独立性のある当社の社外取締役1名、社外監査役2名から構成されます（特別委員会の委員の選任基準、決議要件、決議事項等については、資料1「特別委員会規程の概要」のとおりであり、本更新時点における特別委員会の委員は、資料2「特別委員会委員略歴」に記載する3名を予定しております。

実際に買付等がなされる場合には、上記(2)「本プランに係る手続」に記載したとおり、こうした特別委員会が、当該買付等が当社の企業価値・株主共同の利益を毀損するか否か等の実質的な判断を行い、当社取締役会はその判断を最大限尊重して決議を行うこととします（但し、上記(2)「本プランに係る手続」(f)に記載したとおり、株主意思確認株主総会を開催する場合には、当該株主意思確認株主総会の決議

に従うものとします。)

(6) 本プランの有効期間、廃止及び変更

本プランの有効期間は、本定時株主総会終了後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。

但し、有効期間の満了前であっても、①当社の株主総会において本定時株主総会決議による当社取締役会への委任を撤回する旨の決議が行われた場合、又は、②当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランは当該決議に従い廃止されるものとします。

また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本定時株主総会決議による当社取締役会への委任の趣旨に反しない場合（本プランに関する法令、取引所規則等の新設又は改廃が行われ、かかる新設又は改廃を反映するのが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うのが適切である場合、当社株主の皆様に不利益を与えない場合等を含みます。）には、特別委員会の承認を得た上で、本プランを修正し、又は変更する場合があります。

当社は、本プランの廃止又は変更等がなされた場合には、当該廃止又は変更等の事実及び（変更等の場合には）変更等の内容その他の事項について、情報開示を速やかに行います。

(7) 法令の改正等による修正

本プランで引用する法令の規定は、平成28年5月12日現在施行されている規定を前提としているものであり、同日以後、法令の新設又は改廃により、上記各項に定める条項ないし用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合には、当該新設又は改廃の趣旨を考慮のうえ、上記各項に定める条項ないし用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替えることができます。

以 上

- (注1) 「提案」とは、第三者に対する勧誘行為を含みます。
- (注2) 金融商品取引法第27条の23第1項に定義されます。本議案において別段の定めがない限り同じとします。
- (注3) 金融商品取引法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。本議案において同じとします。
- (注4) 金融商品取引法第27条の23第4項に定義されます。本議案において同じとします。
- (注5) 金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。
- (注6) 金融商品取引法第27条の2第6項に定義されます。本議案において同じとします。
- (注7) 金融商品取引法第27条の2第8項に定義されます。本議案において同じとします。
- (注8) 金融商品取引法第27条の2第7項に定義されます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。但し、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。本議案において同じとします。
- (注9) 金融商品取引法第27条の23第5項に規定される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。）。本議案において同じとします。
- (注10) 金融商品取引法施行令第9条第5項に定義されます。
- (注11) 「特定大量保有者」とは、原則として、当社が発行者である株券等の保有者で、当該株券等に係る株券等所有割合が20%以上である者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）をいいます。但し、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値・株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他新株予約権無償割当て決議において別途定める所定の者は「特定大量保有者」に該当しないものとします。本議案において同じとします。
- (注12) 「特定大量買付者」とは、原則として、公開買付けによって当社が発行者である株券等（金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。以下本注において同じとします。）の買付け等（同法第27条の2第1項に定義されます。以下本注において同じとします。）を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして同法施行令第7条第1項に定める場合を含みます。）に係る株券等の株券等所有割合がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して20%以上となる者（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。）をいいます。但し、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値・株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他新株予約権無償割当て決議において別途定める所定の者は「特定大量買付者」に該当しないものとします。本議案において同じとします。
- (注13) ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）、又はその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第3条第3項に定義されます。）をいいます。

特別委員会規程の概要

- ・特別委員会は当社取締役会の決議により設置される。
- ・特別委員会の委員は、3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、(i)当社社外取締役、(ii)当社社外監査役、又は(iii)社外有識者のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会が選任する。但し、社外有識者は、実績ある会社経営者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士もしくは会社法・会社経営等を主たる研究対象とする研究者又はこれらに準ずる者でなければならず、また、別途当社取締役会が指定する善管注意義務の規定等を含む契約を当社との間で締結した者でなければならない。
- ・特別委員会を組織する構成員（以下「特別委員会委員」という。）の任期は、平成31年3月31日に終了する事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。但し、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りでない。また、特別委員会委員が、上記資格要件に該当しなくなった場合（但し、当社社外取締役又は当社社外監査役に再任された場合を除く。）には、特別委員会委員としての任期も同時に終了するものとする。
- ・特別委員会は、以下の各号に記載される事項について決議を行い、その決議の内容を、理由を付して当社取締役会に対して勧告する。当社取締役会は、この特別委員会の勧告を最大限尊重して、本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施等に関する決議を行う（但し、①に定める本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施につき、株主意思確認株主総会において別段の決議がなされた場合には、当該決議に従う。）。なお、特別委員会の各委員及び当社各取締役は、こうした決定にあたっては、当社の企業価値・株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、自己又は当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。
 - ① 本新株予約権の無償割当ての実施もしくは不実施
 - ② 本新株予約権の無償割当ての中止又は本新株予約権の無償取得
 - ③ その他当社取締役会が判断すべき事項のうち、当社取締役会が特別委員会に諮問した事項
- ・上記に定めるところに加え、特別委員会は、以下の各号に記載される事項を行う。
 - ① 本プランの対象となる買付等への該当性の判断
 - ② 特別委員会検討期間の延長の決定
 - ③ 買付者等及び当社取締役会が特別委員会に提供すべき情報及びその回答期限の決定

- ④ 買付者等の買付等の内容の精査・検討
 - ⑤ 買付者等との交渉・協議
 - ⑥ 当社取締役会に対する代替案その他必要と認める情報・資料等の提出の要求・代替案の検討
 - ⑦ 本新株予約権の無償割当ての実施に関して株主意思の確認を得ることの要否の判断
 - ⑧ 本プランの修正又は変更の承認
 - ⑨ その他本プランにおいて特別委員会が行うことができると定められた事項
 - ⑩ 当社取締役会が別途特別委員会が行うことができるものと定めた事項
- ・特別委員会は、買付者等に対し、買付説明書及び提出された情報が本必要情報として不十分であると判断した場合には、追加的に情報を提出するよう求める。また、特別委員会は、買付者等から買付説明書及び本必要情報が提出された場合、当社取締役会に対しても、所定の期間内に、買付者等の買付等の内容に対する意見及びその根拠資料、代替案（もしあれば）その他特別委員会が適宜必要と認める情報等を提示するよう要求することができる。
 - ・特別委員会は、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から買付者等の買付等の内容を改善させるために必要があれば、直接又は間接に、買付者等と協議・交渉を行うものとし、また、当社取締役会等による代替案の株主等に対する提示等を行うものとする。
 - ・特別委員会は、必要な情報収集を行うため、当社の取締役、監査役、従業員その他特別委員会が必要と認める者の出席を要求し、特別委員会が求める事項に関する説明を求めることができる。
 - ・特別委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）の助言を得ること等ができるほか、この第三者を特別委員会に出席させ、発言を求めることができる。
 - ・各特別委員会委員は、買付等がなされた場合その他いつでも特別委員会を招集することができる。
 - ・各特別委員会委員は議決権1個を有するものとし、特別委員会の決議は、原則として特別委員会委員の全員が出席（テレビ会議又は電話会議による出席を含む。以下同じとする。）し、その議決権の過半数をもってこれを行う。但し、やむを得ない事由があるときは、特別委員会委員の過半数が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行うことができる。

以 上

資料 2

特別委員会委員略歴

本更新時の特別委員会の委員は、以下の3名を予定しております。

(社外取締役)

はたけ やま まさ あき
氏名 畠 山 正 誠

【略歴】

昭和46年7月	日本鋼管株式会社（現JFEホールディングス株式会社）入社
昭和48年2月	同社退社
昭和56年4月	弁護士登録（東京弁護士会所属） 篠崎芳明法律事務所（現篠崎・進士法律事務所）勤務
平成元年4月	千代田区建築審査会委員
平成3年1月	松枝飯島畠山藤原法律事務所（現東京虎ノ門法律事務所）パートナー弁護士
平成17年8月	東京公園法律事務所開設（現在に至る）
平成20年6月	マックス株式会社社外監査役（現任）
平成22年6月	当社社外取締役（現任）

- ※ 畠山正誠氏は、会社法第2条第15号に規定される当社社外取締役です。
同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。また、当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。

(社外監査役)

氏名	<small>たか</small> 高	<small>はし</small> 橋	<small>つよし</small> 剛
----	---------------------	---------------------	----------------------

【略歴】

昭和48年4月 弁護士登録（第一東京弁護士会所属）
昭和49年4月 橋本法律事務所勤務
昭和53年4月 高橋法律事務所開設（現在に至る）
平成6年2月 イヌイ建物株式会社（現乾汽船株式会社）社外監査役
平成18年6月 当社社外監査役（現任）

※ 高橋 剛氏は、会社法第2条第16号に規定される当社社外監査役です。

同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。また、当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。

(社外監査役)

氏名	<small>しん</small> 進	<small>どう</small> 藤	<small>なお</small> 直	<small>しげ</small> 滋
----	---------------------	---------------------	---------------------	---------------------

【略歴】

昭和45年5月 麒麟麦酒株式会社入社
昭和50年8月 監査法人中央会計事務所（後のみずぎ監査法人）入所
昭和54年3月 公認会計士登録
昭和63年6月 監査法人中央会計事務所代表社員
平成19年7月 監査法人A&Aパートナーズ代表社員
平成20年6月 当社社外監査役（現任）
平成22年9月 監査法人A&Aパートナーズパートナー
平成24年9月 監査法人A&Aパートナーズ統括代表社員
平成25年6月 テンプホールディングス株式会社社外監査役（現任）

※ 進藤直滋氏は、会社法第2条第16号に規定される当社社外監査役であり、また、本定時株主総会で選任議案が承認可決された場合には、当社の社外監査役として再任する予定です。

同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。また、当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。

以 上

